



許可番号第00140005786号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道美唄市字チャシュナイ1020番地133

氏 名 株式会社道央油設処理公社 代表取締役 齊藤 茂晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年(2024年)7月4日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月30日

1. 事業の範囲

埋立(燃え殻、汚泥(含水率85パーセント以下のものに限る。)、廃油(タールピッチ類に限る。)
廃プラスチック類(おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、紙くず、木くず、繊維
くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、以上石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、
焼却(汚泥、廃油)、
油水分離(廃油)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

・施設の種類 安定型・管理型最終処分場
設置場所 美唄市字茶志内1621番1、2015番10、
11、12、175、176、182
設置年月日 平成14年(2002年)12月18日
処理能力 10,795m²、39,419m³
許可年月日 平成20年(2008年)3月24日
許可番号 空環生第2832号

・施設の種類 廃油の油水分離施設
設置場所 美唄市字チャシュナイ1020番地133、
134
設置年月日 平成6年(1994年)1月27日
処理能力 32 m³/日(8時間) 4 m³/時間
届出年月日 平成6年(1994年)1月17日
届出番号 美唄保衛第625号

・施設の種類 廃油、汚泥の焼却施設
設置場所 美唄市字チャシュナイ1020番地
設置年月日 平成14年(2002年)4月18日
処理能力 ・廃油
0.84 m³/日(9時間)
0.093m³/時間
・汚泥
0.86 m³/日(9時間)
0.095m³/時間



令和6年(2024年)7月3日許可証交付

(空知総合振興局)



(別紙1)

許可番号 第00140005786号
業 者 名 株式会社道央油設処理公社

- ・施設の種類 保管場所 1
設 置 場 所 美唄市字チャシュナイ1020番地134
面積 18.847m²
種類
・廃油（油水分離用）。
保管上限 99.8m³
高さ 5.3m
- ・施設の種類 保管場所 2
設 置 場 所 美唄市字チャシュナイ1020番地134
面積 38.465m²
種類
・廃油（油水分離用）。
保管上限 199.6m³
高さ 5.3m
- ・施設の種類 保管場所 3
設 置 場 所 美唄市字チャシュナイ1020番地704,
705
面積 322m²
種類
・廃油（油水分離用）。
保管上限 145m³
高さ 0.9m

- ・施設の種類 保管場所 4
設 置 場 所 美唄市字チャシュナイ1020番地133
面積 12.5m²
種類
・廃油、汚泥（焼却用）。
保管上限 4.8m³
高さ 0.9m
- ・施設の種類 保管場所 5
設 置 場 所 美唄市字チャシュナイ1020番地704,
705
面積 15m²
種類
・廃油、汚泥（焼却用）。
保管上限 5.6m³
高さ 0.9m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年(1994年)7月1日許可の更新

平成11年(1999年)7月1日更新時変更許可（埋立（廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。））であるもの。）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるもの。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるもの。）の追加。）

令和6年(2024年)7月3日許可証交付

(空知総合振興局)





(別紙2)

許可番号 第00140005786号
業 者 名 株式会社道央油設処理公社

平成16年(2004年)7月1日更新時変更許可(埋立(廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物、
廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))及び廃容器包装(固形状又は液状
の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物
質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下
同じ。))であるものを除く。)、金属くず(自動車等破砕
物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物
であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの
及び廃容器包装であるものを除く。)、ガラスくず、コン
クリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラ
ウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるも
のを除く。)、圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラ
スくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)

平成21年(2009年)7月1日許可の更新

平成26年(2014年)7月1日許可の更新

令和元年(2019年)5月8日事業の一部廃止届出(脱水の削除。)

令和元年(2019年)7月10日許可の更新

令和5年(2023年)7月28日事業の一部廃止届出(圧縮の削除。)

令和6年(2024年)7月4日更新時変更許可(埋立(動植物性残さ、がれき類、動物のふん尿、動物
の死体)の追加。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

令和6年(2024年)7月3日許可証交付

(空知総合振興局)

